

－内閣府(内閣府本府)－

子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)の交付が過大

4件 不当金額(支出) 1億9606万円

(前年度 1件 567万円)

1 交付金の概要

放課後児童健全育成事業は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が実施主体となり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。本件事業には、複数の事業の種類があり、そのうち本件事業と同じ名称である放課後児童健全育成事業(以下「健全育成事業」)は、放課後児童クラブにおいて児童に適切な遊び及び生活の場を与えるためのものであり、国は、市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)を交付して、放課後児童健全育成事業に要する費用の一部を補助している。

「放課後児童健全育成事業」の実施について等によれば、健全育成事業における支援の提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを一の支援の単位(この単位を「支援単位」とすることとされており、健全育成事業を行う場所では、支援単位ごとに、放課後児童支援員(以下「支援員」)を2人以上配置することなどとされている。

「子ども・子育て支援交付金の交付について」等によれば、交付金の交付額は、各事業の区分ごとに定められた方法により算定した基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に国の負担割合1/3を乗ずるなどして得た額とすることとされている。

2 検査の結果

3県の4市において、交付金の交付額の算定に当たり、支援単位において実施要件を満たしていない日を年間開所日数に含めるなどしていた。このため、交付金計1億9606万円が過大に交付されていて不当と認められる。

<事例>

千葉市は、平成30、令和元両年度に、健全育成事業を実施したなどとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計33億2906万円として千葉県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計11億1083万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、利用する児童が少数である土曜日に、放課後児童クラブ内の複数の支援単位において合同で健全育成事業を実施していたことから、これらの支援単位ごとにみた場合、支援員等が2人以上配置されておらず実施要件を満たしていない日があったのに、同市は、これらの実施要件を満たしていない日を年間開所日数に含めるなどしており、当該支援単位に係る年間開所日数計13,945日が過大に計上されていたことから、基本額が2億6721万円過大に算定されていた。このため、交付金8907万円が過大に交付されていた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する 交付金交付額	不当と認め る事業費	不当と認める 交付金相当額
千葉県	千葉市	子ども・子育て 支援交付金(放課 後児童健全育成)	平成30、 令和元	33億2906万 円	11億1083万 円	2億6721万 円	8907万 円
同	松戸市	同	平成30、 令和元	12億2604万	4億3888万	2億1829万	7557万
石川県	野々市市	同	平成30、 令和元	3億7958万	1億2986万	4026万	1382万
兵庫県	(注) 丹波篠山市	同	平成30、 令和元	2億4056万	8195万	5279万	1759万
計	4事業主体			51億7526万	17億6153万	5億7856万	1億9606万

(注) 平成31年4月30日以前は篠山市